和歌山県 発表資料

"地方教育事務所"の変遷

「令和の日本型学校教育」を推進する 地方教育行政の充実に向けた調査研究協力者会議 令和4年7月12日

和歌山県教育庁 教育企画監 清水 博行

本県の地方教育体制のアウトライン

※ 教育事務所(旧)が圧倒的存在感を発揮した時期

- ※ 教育事務所の廃止と、本庁への機能集約等が進んだ時期
 - (人事と指導を一元的に所掌する小中学校課の誕生)

※ 教育支援事務所の設置と、人事と指導が分離した時期

※ 人事・指導を一体的に運用する教育事務所(新)への再編期

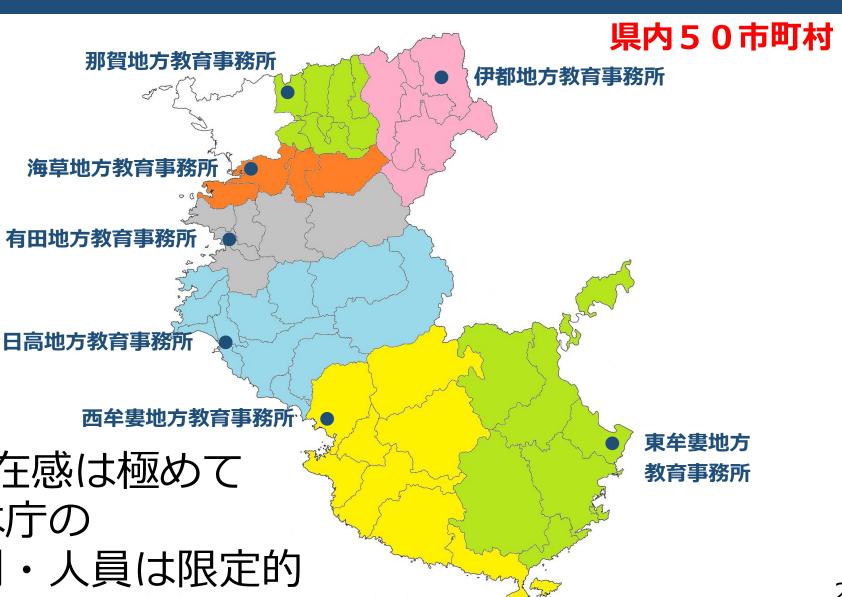
教育事務所(旧)の配置(~H16年度)

H16年度までは、

和歌山市を除き、

郡を基本に

7か所に教育事務所



教育事務所(長)の存在感は極めて 大きく、一方で、本庁の

義務教育関係の体制・人員は限定的

教育事務所に関する大きな流れ

H12.4 市町村への権限移譲と本庁への機能集約を開始

(教育事務所から本庁への人事主事の異動が、その後の人事主事の個業化を招く)

- H17.3 教育事務所(旧) 廃止
 - ・H17~H20 教育指導室
 - ・H18・H19 市町村支援室

- ・ 小中学校の再編整備
- 教育事務所廃止後の 市町村の教育行政



H22.4 教育支援事務所 設置(当初4力所、H28~ 5力所)

R2.4 教育事務所(新)2カ所に機構改革(再編)

教育事務所に関する経緯

- ・平成12年4月 通勤手当の認定事務を市町村教委に権限委譲
- ・平成13年4月 教育事務所の次長職を廃止し、事務所の定数減
- ・平成14年4月 <u>那賀地方・海草地方</u>の教育事務所の人事主事を本庁へ引上げ
- ・平成15年4月 伊都地方・有田地方の教育事務所の人事主事を本庁へ引上げ・各種団体事務局の移管を促進

県教育庁組織改編(教職員課及び学校教育課→県立学校課及び小中学校課)

・平成16年4月 日高・西牟婁・東牟婁の教育事務所の人事主事を本庁へ引上げ

扶養・住居・単身赴任の各手当を市町村教委に権限委譲

庁内に<u>教育事務所統廃合PT</u>(+課題別WG)を設置

・平成17年3月 教育事務所の廃止 ⇒ 市町村に指導主事派遣、本庁や学びの丘に教育指導室等の設置

・平成19年 **県議会文教委員会の県内調査(県内6地方で懇談会)**

・平成20年 地方教育指導室(巡回拠点)を3地方に暫定設置

・平成21年4月 **県教育庁組織改編(県立学校課及び小中学校課→学校指導課及び学校人事課)**

·平成22年4月 紀北、紀中、西牟婁、東牟婁の各教育支援事務所を設置

(H28~紀中教育支援事務所を海草・有田と日高の二つの教育支援事務所に分割)

- ・平成27年4月 県教育庁組織改編(学校教育課→県立学校教育課、義務教育課)
- ・令和2年4月 **県教育庁組織改編**(学校人事課等→教職員課等)

5つの教育支援事務所を紀北と紀南の2つの教育事務所に機構改革(再編)

教育事務所7力所

本庁等での対応

教育支援事務所 4→5力所

教育事務所2力所

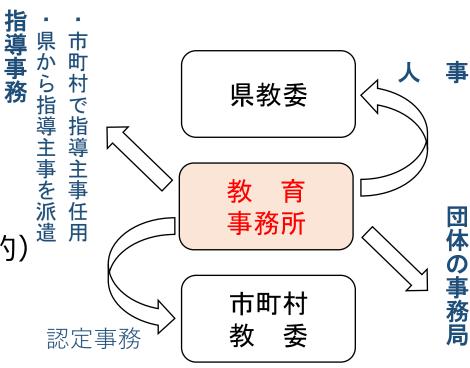
4

教育事務所(旧)の廃止(~H16年度)

- ○地方分権(権限移譲)・市町村合併への期待・規制緩和の流れ
 - ・各種認定事務を市町村に権限移譲
 - ・市町村の主体的な指導事務を推進
 - ※市町村単独での指導主事の任用を条件に、 3年の期限付きで市町村教委へ指導主事を派遣。 指導主事を配置する市町村は倍増

(H16年10月:35.3%→H17年4月:69.4%)

- ○県教委の機能やガバナンスの強化
 - ・各教育事務所の独自性の弊害(『一国一城の主』的)
 - ・教職員人事事務の本庁への集中(業務移管)と 人事・指導を一元的に管理する小中学校課の誕生
- ○行財政改革に基づく、組織のスリム化
 - ・教育事務所内にあった社会教育・スポーツ関係団体の事務局機能を移管
 - ⇒ 平成16年度末に全ての教育事務所を廃止



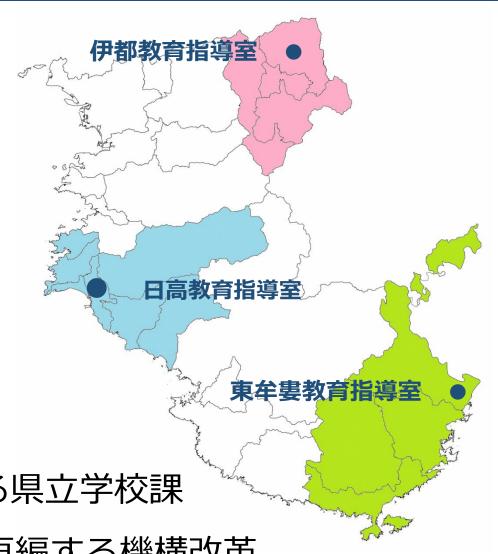
教育事務所廃止と市町村合併



- ・教育事務所の廃止と同じタイミングで市町村合併が進行
- ・地域によって小さな市町村が残り、指導主事の複数配置等、指導事務の安定的 実施に課題 ⇒ 市町村教委への派遣指導主事は3年間で引き上げ

教育事務所(旧)廃止後のリアクション

- ○平成19年、県議会文教委員会県内調査 (6地方での懇談会)
- ⇒県内市町村の規模や課題等に差がある中、県の出先機関の撤収は、地域格差の固定につながりかねないという懸念が寄せられる。
- ☆平成20年4月、伊都・日高・東牟婁の3地方 に**地方教育指導室**を設置し、必要に応じて指 導主事等が巡回
- ◇平成21年4月、人事と指導を一元的に所掌する県立学校課
- 及び小中学校課を、学校指導課と教職員課へと再編する機構改革



教育支援事務所設置へ

平成22年4月、

4か所(2分室)

の教育支援事務所

を設置

[ねらい]

- ・市町村教委との信頼関係の強化
- ・地域情報の収集
- ・各地方教育のセンター的機能



平成28年4月、5か所(1分室)に再編

教育支援事務所の課題①

県教委は当初、教育支援事務所に、市町村に寄り添った援助や指導を期待

(=教育支援事務所は本庁の下請けではない)

しかし・・・



・教育支援事務所に予算権や人事権がない

『予算や人事権がなくても、教育についての専門性の優秀さで指導できれば、

教育支援事務所の本来の役割は果たせるはず』 (当時の学校教育局長の談)

- ・本庁からの情報が直接市町村に連絡されることが増え、教育支援事務所がグリップできる情報が減少
- ・地域差が顕著に(自立できた市町村は教育支援事務所を相手にしなくなる一方、脆弱な市町村は教育 支援事務所に依存)

⇒ 教育支援事務所の求心力が低下

当初の期待に反して、「本庁の依頼・連絡係」「市町村の御用聞き」的な役回りに

教育支援事務所の課題②

- ○教育支援事務所長や指導主事にふさわしい人材確保に課題
 - 属人的
 - ・人事面で市町村に寄りすぎ(出身市町への忖度)、全県的な視点での対応が弱い
 - ・教育支援事務所に対する市町村教育長の評価低下
 - ・紀南地方の町村教委の指導主事の多くは退職校長があてられ、人材育成と業務継続に 課題
- ○各教育支援事務所の指導主事2名では、市町村の指導に対応できる専門性の高い指導は 困難
- ○一刻を争う生徒指導上の問題に対して、身近であるはずの教育支援事務所に迅速な対応 が可能な機能が乏しい
- ○教育支援事務所では市町村との関係が疎遠で、県と市町村の緩衝材の役目も果たせない

教育事務所(新)再編への背景・理由

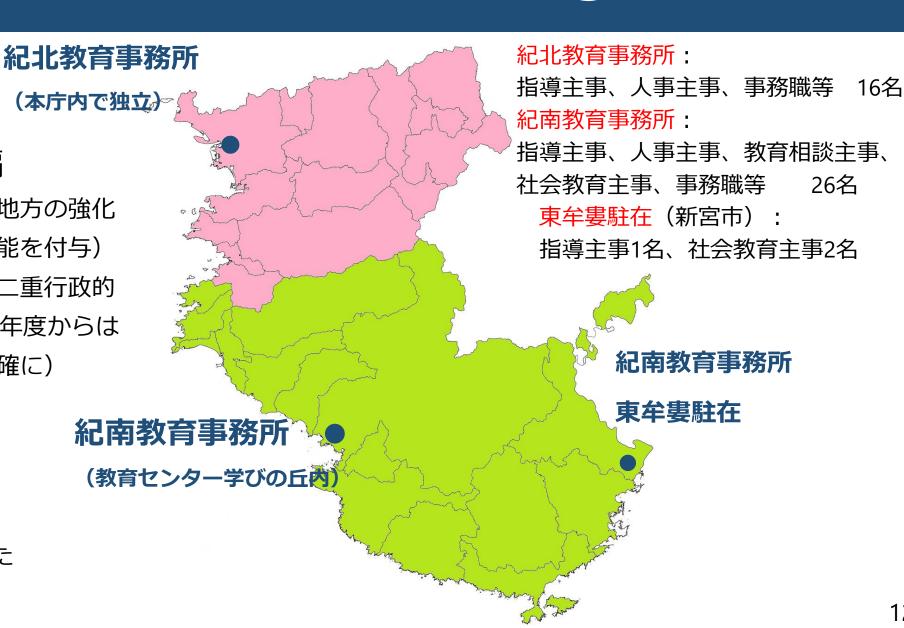
- ○高速道路の整備等による時間距離の短縮(東牟婁地方への高速道路は延伸中)
- ○教育行政には、首長部局との連携等も含め、広範・専門的な内容が求められ、 学校訪問を中心とした教育支援事務所の機能では対応が困難に
- ○人事権を持たないため、市町村にとっては、存在感が希薄に
- ・それにより、教育支援事務所はいっそう市町村寄りで「市町村の代弁者」に
- ・指導事務や給与事務等の情報が、教育支援事務所を飛び越えて、本庁に直接 入ることも

教育事務所(新)への再編①(概要)

令和2年4月 紀北教育事務所 紀南教育事務所へ改編

- ①小規模な市町村が多い紀南地方の強化 からスタート(総合的な機能を付与)
- ②紀北は本庁課室との兼務(二重行政的 な弊害を避けるため)、R4年度からは 兼務解除(責任の所在が明確に)

⇒指導と人事の一体化で、 県教委のガバナンスや 市町村との連携を強化 (校長会や市町村に向けた 研修の開催など)



教育事務所(新)への再編②(利点)

- ○人事主事の担当地域を見直し、地域とのしがらみによる市町村の意向重視の人事事務から脱却し、 全県的な方針に基づいた人事を推進
- ○指導主事の集中的な配置により、学校訪問において、市町村立学校の二ーズにあった指導主事の 派遣が可能に
- ○各教育事務所に多数の職員が在籍することになり、人事主事と指導主事の配置を入替えるなど、 より適材適所な人材配置や効果的な人材育成が可能に
- ○2名の教育事務所長に集約したことで、存在感が高まり、出来ることや収集できる情報量が増え、 庁内や知事部局とのやり取りも円滑に
 - ・コロナ対応の迅速化や一元的な対応
 - ・県内4地方で、GIGAスクール運営支援センターの協定締結を支援
 - ・MEXCBTの登録を呼びかけ (R3.7) 3 市町村 8 校 ⇒ (R4.4) 19市町村173校
 - ・市町村や地域をまたいだ教員研修や授業公開の橋渡し

教育事務所(新)再編後の市町村教育長等の声

- 人事や予算など、教育支援事務所に相談できないことは本庁に出向くほかなかったが、 教育事務所(新)になって、全て教育事務所に相談できるようになった。人事でも教育事 務所が市町村の間で調整に良く努めてくれている。
- 教育事務所(旧)には課題もあったが、<mark>地方の独自性や安心感ではよい面もあった。</mark> 平成15年からの教育庁機構改革と教育事務所(旧)廃止は、不安感もあったが、目指そ うとしていることが理解できた。

一方、平成19年以降の教育庁機構改革と教育支援事務所の設置は、方向性や機能性が

よく理解できない面もあった。

令和2年からの教育庁機構改革と教育事務所(新)の設置には、小規模化していく市町村における教育行政の活性化と充実化の面で、期待感を抱いている。

- 教育事務所になって、広域的に指導主事が学校訪問をしてくれる。教科の専門性を有し た県の指導主事の存在は、市町村の指導主事にも良い刺激になる。
- 令和4年度から、紀北教育事務所を本庁の課室と分離したことで、事務所の性格や立場がより明瞭になった。
- H17年当時、教育事務所が廃止されたのは、児童生徒数の減少もあり、やむを得ないと思っていた。今回の再編で発足した広域的な教育事務所は、人事を含む総合的な機能を有するので、安心感と安定感が生じ、市町村との関係性・信頼感は深まると期待する。 14

今後の課題・展望

【全県】

- ・全ての市町村の教育行政能力(自主性・主体性・対応力等)の向上
- ・市町村の枠を超えた取組の推進

市町村教育委員会の指導主事人数 市(中核市除く):2~7名、町:1~3名

【紀北教育事務所】

- ・独立した機能は指導と人事で、それ以外の児童生徒支援、生涯学習、給与旅費事務など は本庁の担当課室が担う
- ・本庁内にあるため、本庁課室から独立した組織とは十分に認識されにくい⇒市町村からすれば、紀北教育事務所が「ワンストップ窓口」になりえていない

【紀南教育事務所】

- ・本庁と物理的な距離があり、総合的な教育事務所機能を維持・充実するために、本庁課 室との連携充実が必要
- ・今後、更に小規模化する市町村の教育行政事務について、共同実施等の研究も必要